

高梁市障害者外出ガイドヘルプ事業 利用ガイド



問い合わせ:高梁市 福祉課 障害福祉係

電話: 0866-21-0284 / ファックス: 0866-23-1433

【障害者外出ガイドヘルプ事業とは】

一人では動けない・出かけにくいことで外出が困難な障害者等が、日常生活において必要な外出・余暇活動について、外出時に必要となる支援を行うためにヘルパーが付き添います。(個別支援)
なお、事業を利用する前に申請が必要です。

○この事業は、例えばこんなときに利用できます○

① 社会生活上必要な外出時

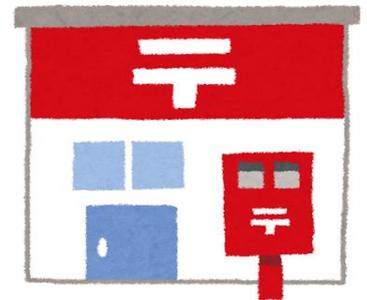
行政機関等に関わる手続き・
相談、選挙の投票等



医療機関を受診するときや
入退院の手続きに行くとき



金融機関や郵便局に行くとき



② 社会参加のための外出・余暇活動

文化施設・体育施設・
観光施設等を利用するとき



買物に行くとき



外食するとき



美容院や理容院に行くとき



冠婚葬祭等の行事に出席するとき



○事業の対象になる外出については、福祉目的とした公費によって提供されるサービスとなります。

【支援内容の例】 利用者の障害状況により必要となる介助に限ります。



- ① 外出前の準備(健康状態の確認、身支度、荷物の準備等)
- ② 目的地までの移動中の支援(歩行中の安全確保、交通機関への乗降介助等)
- ③ 外出中に必要な生活支援(排せつ介助、食事介助、代筆・代読、支払い補助等)
- ④ 帰宅直後の支援(更衣、荷物整理等)

【対象者と利用負担額】 運賃とは別に利用料金の1割が自己負担です。

ただし、市民税非課税世帯と生活保護世帯は、自己負担はありません。(※運賃は別途必要です。)

※利用料金は1日の支援時間を合計した時間での負担額となります。

対 象 者	利用者の負担額	
【重度利用者】 以下のいずれかに該当し、外出時に支援が必要と認められる者 ① 第1種の身体障害者(児)で視覚・下肢・体幹機能障害のいずれかが2級以上 ② 知的障害者(児)で重度(A)以上	30分以下	200円
	1時間以下	400円
	1時間30分以下	525円
	2時間以下	650円
	2時間30分以下	775円
	3時間以下	900円
	・3時間を超える場合は、30分までにつき900円に100円ずつ加算 ・その他要綱に定められた額	
【軽度利用者】 以下のいずれかに該当し、外出時に支援が必要と認められる者 ① 第1種の身体障害者(児)で上記以外の者 ② 第2種の身体障害者(児)で視覚・下肢・体幹機能障害のいずれかが4級以上 ③ 知的障害者(児)で中度(B)以下 ④ 精神障害者 ⑤ 難病患者(医師により事業利用の必要性が認められた者) ⑥ 特別支援学級(校)在籍児童 (児童相談所、医師、保健師または相談支援従事者等により、事業利用の必要性が認められた児童)	30分以下	100円
	1時間以下	200円
	1時間30分以下	275円
	2時間以下	350円
	2時間30分以下	425円
	3時間以下	500円
	・3時間を超える場合は、30分までにつき500円に50円ずつ加算 ・その他要綱に定められた額	

利用料金の加算額(基本額に加算)

時間帯	加算額(重度)	加算額(軽度)
午前6時から午前8時30分まで	500円/30分	250円/30分
午後6時から午後10時まで		

※利用の可否につきましては、あらかじめ各事業所にご確認ください。

事業所名	住所	電話番号
在宅ケアサービス ステーションなりわ	〒716-0121 高梁市成羽町成羽2337-1	(0866) 42-5500
高梁市社会福祉協議会 訪問介護事業所	〒716-0029 高梁市向町21-3	(0866) 22-7244
社会福祉法人 金曜会 わくわく サポートセンター	〒701-0132 岡山市北区花尻ききょう町14-108	(086) 255-8483
社会福祉法人 P.P.P. P.P.P.エスコート!	〒712-8039 倉敷市水島相生町16-6	(086) 441-0034

【申請に必要なもの】

- ① 障害者手帳 ② マイナンバー（通知カード又は個人番号カード） ③ 印鑑
- ④ 事業利用の必要性を認める医師の意見書等（難病患者）
児童相談所、医師、保健師または相談支援従事者等が発行した証明書類（必要な方）

【留意事項】

- ① 利用できる時間は午前6時から午後10時までです。
宿泊を伴う場合は、2日目以降の利用時間は1日につき8時間までです。
- ② 1ヶ月に利用できるのは、合計10時間以内です。（介助等支援の時間）
- ③ ヘルパーの支援が必要ない時間・ヘルパーが支援に専念できない時間は、利用時間に含めません。（例：ヘルパー兼運転手が1人の場合、運転に専念するため含めない。）
- ④ 交通費は、付き添うヘルパー分を含めて利用者の全額負担になります。
- ⑤ 次のことには、利用できません。
 - ・外出時の支援を目的とする介護保険・障害福祉サービスが利用できる場合
 - ・通勤・通学・通所
 - ・営利を目的とする活動
 - ・事業を利用することが適当でない外出（ギャンブル等）
 - ・外出ガイドヘルプ事業所が実施する催事等
 - ・病院へ入院中又は病院から病院へ転院する場合